

営業等開始申告事項異動申告書の記載要領等

この申告書は、営業等開始申告書に記載した事項のうち、①申告者の住所、氏名又は名称、②製造場等の所在地（住居表示の変更等）、③製造等をしようとする物件名等に異動を生じた場合に提出するものです。

【記載要領】

様式の注意書きによるほか、次のことに注意します。

- 1 代表者の変更があった場合にもこの様式により申告するようにしてください。
- 2 製造場等を移転した場合には、移転前の場所について営業等廃止申告書を、移転後の場所について営業等開始申告書を提出することになり、この異動申告書を提出するものではありません。ただし、同じ税務署の管内において移転する場合には、この申告書により提出することができます。
- 3 「〃」や「同上」は記載しないでください。
- 4 申請・届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。